

会 計 第 2 2 0 号
令 和 2 年 11 月 12 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

遺失物法に係る審査基準等の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の一部の施行に伴う、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第133号。以下「改正令」という。）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第8号）の施行に伴い、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく遺失物施行令第5条第5号の特例施設占有者の指定に係る審査基準、標準処理期間及び処分基準を別添のとおり制定したので事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「審査基準等の制定について」（平成31年4月15日付け会計第56号）は廃止する。

記

制定の概要（改正）

処分基準

特例施設占有者の指定の取消し（遺失物法施行規則第30条第1項）

担当 会計課監査室

審 査 基 準

平成31年 4月15日 作成

法 令 名：遺失物法施行令
根 拠 条 項：第5条第5号
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法第17条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第28条第1項（申請） 遺失物法施行規則第28条第2項（申請書の提出） 遺失物法施行規則第28条第3項（申請書の添付書類）
審 査 基 準： ①遺失物法施行令第5条第5号イ 法第4条第2項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が前各号に掲げる者に準じて多数に上ると認められるとは、当該施設における推定による1か月間の法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が遺失物法施行令第5条第1号から第4号までに掲げる者に係る施設における1か月間の法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数のうちいずれかのものを基準として判断すること。この場合、施設の規模等を勘案して、令第5条第1号から第4号までに掲げる者のうち、取り扱う物件の数が少数のものを基準としても差し支えない。 ②遺失物法施行令第5条第5号ハ 法第4条第2項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であるとは、物件の滅失、毀損、盗難等を防ぐため、堅固で施錠が可能な保管用の設備を有するなど物件を適切に保管し得る施設を保有し、並びに物件の保管に係る責任者及び保管する物件の多寡に応じて必要と認められる数の専従又は兼務の保管に係る事務の担当者を配置している者であることをいう。
標 準 処 理 期 間：40日以内
申 請 先：青森県警察本部警務部会計課
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部会計課監査室（代表017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

平成19年12月 3 日作成

法 令 名：遺失物法
根 拠 条 項：第26条第1項
処 分 の 概 要：施設占有者又は特例施設占有者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法26条第1項（指示）
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部会計課監査室（代表017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

平成19年12月 3 日作成

法 令 名：遺失物法
根 拠 条 項：第26条第2項
処 分 の 概 要：特例施設占有者に対する指示
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法26条第2項（指示）
処 分 基 準： 別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部会計課監査室（代表017-723-4211）
備 考：

処 分 基 準

令和2年11月12日作成

法 令 名：遺失物法施行規則
根 拠 条 項：第30条第1項
処 分 の 概 要：特例施設占有者の指定の取消し
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 遺失物法第17条（特例施設占有者） 遺失物法施行令第5条第5号（特例施設占有者の要件） 遺失物法施行規則第30条第1項（指定の取消し）
処 分 基 準： 遺失物法施行令第5条第5号イ若しくはハに該当しなくなった場合又は同号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった場合において、次のように、帰責事由がなく、又は悪性が極めて軽微であって、速やかに是正、回復等を行うことができ、現に是正、回復等をしようとしているとき等を除き、特例施設占有者の指定を取り消すこととする。 ・ 法人の責めに帰することのできない事由により法人の役員が令第5条第5号ロ(1)から(3)までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、当該法人が速やかにその者の解任手続を進めているとき。
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部警務部会計課監査室（代表017-723-4211）
備 考：

遺失物法に基づく指示の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、施設占有者若しくは特例施設占有者（以下「施設占有者等」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）が行った法令違反行為等に対し都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第26条第1項又は第2項の規定に基づき、施設占有者又は特例施設占有者に対し、必要な措置をとるべきこと等を指示することをいう。
- (2) 法令違反行為等 法第26条第1項に規定する各条項に違反する行為及び同条第2項に規定する各条項に違反して保管物件の売却若しくは処分をし、又はしようとする行為をいう。
- (3) 指示対象行為 指示の理由とした法令違反行為等をいう。

(指示を行うべき場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うものとする。

- (1) 施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、当該法令違反行為等の原因となった事由が解消されていないとき又は当該法令違反行為等により生じた違法状態が残存しているとき。
- (2) 施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、当該法令違反行為等を行った日前5年以内に当該施設占有者等が指示を受けたことがあるとき。
- (3) 施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、当該法令違反行為等を行った日前3年以内に、当該施設占有者等が法令違反行為等を行ったこと又は当該施設占有者等の代理人等（当該指示対象行為を行った代理人等以外の代理人等を含む。）若しくは代理人等であった者が当該施設占有者等の業務に関して法令違反行為等を行ったことがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、施設占有者等又はその代理人等が法令違反行為等を行った場合であって、遺失者又は拾得者の利益が害されるおそれがあると認めるとき。

(指示の個数)

第4条 1個の法令違反行為等に対しては、1個の指示を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為等に対して1個指示を行うこと、及び1個の指示において2個以上の事項を指示することを妨げない。

(指示の内容)

第5条 指示においては、次の各号に掲げる事項を指示するものとする。

- (1) 指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同

種又は類似の行為が将来において行われることを防止するための措置

- (2) 指示対象行為により生じた違法行為が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置（当該指示対象行為が施設占有者等に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、遺失者又は拾得者の利益を保護するために必要な措置
 - (4) 前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置
- 2 前項第1号から第3号までに規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、遺失者又は拾得者の利益を保護するために必要な最小限のものとしなければならない。
- 3 第1項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

附 則

この基準は、平成19年12月10日から施行する。